従来型健康保険証の存続を求める意見書

国は、マイナンバーカードと健康保険証(被保険者証)の一体化を進めるため、健康 保 険証を廃止する法律を制定した。しかし、「マイナ保険証」に他人の情報がひもづけ られていた事例、他人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望しないのにマイナンバ ーカードに健康保険証が一体化された事例など様々なトラブルが明らかになっている。 医療情報というプライバシーに密接に関連し、 また命と健康に関する情報をめぐるト ラブルであり、極めて深刻な事態となっている。国 民の不安を払拭するため、いった ん立ち止まってシステムを総点検すべきである。同時に 医療を受ける権利を保障する ものとして健康保険証を存続すべきである。 高齢者施設からは、入所者のマイナンバ ーカードや暗証番号を管理できないという声 が上がっている。また、オンライン資格 確認システムの運用を開始した医療機関は、義務 化対象施設でも約8割にとどまって おり、不具合も多く報告されている。 国は、マイナンバーカードによりオンライン資 格確認を受けることができない状況に ある方に対して、「資格確認証」を提供するとし ているが、本人の申請を前提としており、被保険者証を有しない被保険者が発生するこ とが危惧される。 セキュリティを確保した上で、健康保険証とマイナンバーカードを 一体化し、希望する人がマイナンバーカードを取得して、健康保険証としても利用する こと自体は否定しないが、国民皆保険の下、誰もが必要なときに、必要な医療が受け られる体制を堅持するため、システムの総点検と健康保険証の存続がされるよう強く要 望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 5年 月 日

提出先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣